

## 遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備に関する基本方針

### 1 再編整備の指針

#### (1) 再編整備の基本的考え方

遠洋まぐろはえ縄漁業（かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第12号に掲げる漁業をいう。）のうち、総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。以下同じ。）については、これまで、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）等の各地域漁業管理機関におけるまぐろ類の漁獲圧削減、さめ類の採捕規制及び海鳥等の混獲回避に関する措置の強化並びに燃油価格や資材価格の異常な高騰により影響を受けていることに加え、令和7年4月に開催されたIOTC年次会合において漁獲能力（隻数）の削減が勧告されたことから、相当規模の減船が必要になるものと考えられる。この減船を円滑に進めるために、遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備を実施することとする。

なお、この基本方針における用語のうち、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）において定義が定められているものについては、その例によることとする。

#### (2) 再編整備の対象

再編整備の対象となる漁業者は、令和7年12月末日時点において漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項の規定に基づき、遠洋まぐろはえ縄漁業について、農林水産大臣の許可を受けていた者（相続又は合併若しくは分割によりこれらの者の地位を承継した者を含む。以下「対象漁業者」という。）とする。

#### (3) 再編整備の実施期間

再編整備の実施期間は、令和7年度とし、令和8年度以降については、政府による救済措置の対象としない。

### 2 再編整備のために講ずる措置の基本的内容

#### (1) 措置の対象となる漁業者

ア 救済費交付金の交付を受けることができる漁業者は、対象漁業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。なお、2以上の遠洋まぐろはえ縄漁業の許可を有する者にあっては、その各々について、次に掲げる要件を適用する。

(ア) 令和7年12月末日以前3年間に2年以上、総トン数300トン以上の動力漁船により遠洋まぐろはえ縄漁業を営んだ者であること。

(イ) 交付等要綱第7の1の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けた実施計画（以下「認定実施計画」という。）に基づき、その者が権原に基づき使用する漁船を遠洋まぐろはえ縄漁業に使用することを廃止した者であること。

(ウ) 漁業を営む個人又は法人であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下である者、漁業を営む漁業協同組合又は漁業生産組合であること。

イ 処理費交付金の交付を受けることができる者は、減船対象漁船又は代替漁船をスクラップ処分等にした場合における当該漁船の所有者であって、アの（ウ）の要件に該当するものとする。

なお、代替漁船をスクラップ処分等にする場合にあつては、当該代替漁船は遠洋まぐろはえ縄漁業に使用されているものに限る。

## （２）措置の内容

一般社団法人大日本水産会は、（１）の者に対して、交付等要綱に基づき、救済費交付金及び処理費交付金を交付するものとする。

## （３）救済費交付金の基準

ア 救済費交付金の内容は、経費補填金及び特別交付金とする。

イ 経費補填金の額は、材料費相当額、労務費相当額、固定経費相当額及び一般管理費相当額とし、別紙の算定方式により算定された額とする。

ウ 特別交付金の額は、別紙に定める額とする。

## （４）処理費交付金の基準

処理費交付金の額は、別紙の算定方式により算定された額とする。

## （５）違反漁業者等の取扱い

再編整備の実施期間中に、漁業に関する法令の違反により遠洋まぐろはえ縄漁業に係る許可等が取り消された場合又は遠洋まぐろはえ縄漁業の操業に関連して国際的批判を招くような悪質な違反を行った者として水産庁長官が認定した場合には、その者に対し救済費交付金は交付しない。

## ３ 許可等の方針

（１）救済費交付金の交付を受ける者は、減船に係る遠洋まぐろはえ縄漁業に係る許可につき、令和８年３月31日までに廃業届を提出しなければならない。

（２）再編整備の実施期間中、減船対象漁船又は代替漁船のトン数の増減を伴う改造は認めない。

## ４ その他

（１）今次の遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備に当たっては、漁船の有効活用を図るため、対象漁業者の所有する漁船が若年齢船である場合には、高年齢船を代替漁船としてスクラップ処分等にすることに極力努めることとする。

（２）認定実施計画に基づき、スクラップ処分等を実施する対象漁船が、事故等により航海に堪えなくなった場合は、当該対象漁船を認定実施計画から削除することとし、交付等要綱第７の６に基づく実施計画の変更を行うこととする。

(別紙)

## 遠洋まぐろはえ縄漁業に係る救済費交付金及び処理費交付金の算定方式

### 1 救済費交付金

#### (1) 経費補填金

経費補填金の額は、次のアからエまでによりそれぞれ算定される材料費相当額、労務費相当額、固定経費相当額及び一般管理費相当額の合計額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### ア 材料費相当額

減船に伴い不要となった漁具（固定資産として経理処理されているものに限る。）の実際に生じた処分損の額の合計額又は別表1の算定方式により算定された額の合計額のいずれか低い額とする。

#### イ 労務費相当額

救済費交付金対象者が減船対象漁船の乗組員に対して支払った労務費相当額とし、その額は、次の（ア）から（ウ）までによりそれぞれ算定される固定給相当額、船員保険料相当額及び退職金相当額の合計額とする。

##### （ア）固定給相当額

減船対象漁船の乗組員（令和7年に遠洋まぐろはえ縄漁業に従事した当該漁船の乗組員である者に限る。）に対して減船に伴い帰港した時点から解雇までの間に支払った固定給（船員法（昭和22年法律第100号）第53条第2項の規定により毎月1回以上一定の期日に支払わなければならないとされている給料その他の報酬をいう。以下同じ。）の総額に0.9を乗じて得た額とする。

ただし、乗組員ごとの固定給の総額が2か月分を超える場合は、当該乗組員に係る固定給の総額は、当該乗組員の固定給の2か月分として算定するものとする。

##### （イ）船員保険料相当額

（ア）により算定される固定給相当額に係る船員保険料の船主負担額の総額とする。

##### （ウ）退職金相当額

救済費交付金対象者が減船対象漁船の乗組員（令和7年に遠洋まぐろはえ縄漁業に従事した当該漁船の乗組員である者に限る。）に対して支払った退職金の総額とする。

ただし、乗組員ごとの退職金の額が当該乗組員の基準月額（固定給から職務手当を差し引いた額をいう。以下同じ。）の6か月分を超える場合は、当該乗組員に係る退職金の額は、当該乗組員の基準月額の6か月分として算定するものとする。

#### ウ 固定経費（修繕費）相当額

減船対象漁船について支払った船体修繕に係る経費相当額とし、その額は、当該減船対象漁船の船齢に応じ別表2に定める単価に当該減船対象漁船の総トン数及び補填対象月数（12か月から船体修繕後の航海月数を減じた月数とする。ただし、7か月を上限とする。）を乗じて得た額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

ただし、救済費交付金対象者のうち、我が国の港を令和6年10月1日以降に出港した者を対象とし、令和7年5月1日以降に出港した者は対象としない。

## エ 一般管理費相当額

アからウまでにより算定された材料費相当額、労務費相当額及び固定経費（修繕費）相当額の合計額の8パーセントに相当する額とする。

## (2) 特別交付金

特別交付金の額は、1,605万円とする。

## 2 処理費交付金

処理費交付金は、減船対象漁船又は代替漁船をスクラップ処分等にしたことにより生ずる損失を補償するものとし、その額は、スクラップ処分等にした漁船ごとに当該漁船の船齢に応じ、別表3に定める単価に当該漁船の総トン数を乗じて得た額の3分の2に相当する額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

ただし、代替漁船をスクラップ処分等にした額（次の（1）及び（2）の加算額を含む。）が減船対象漁船をスクラップ処分等にした額を超える場合には、その超える部分の額を差し引くものとする。

なお、若年齢船の減船対象漁船の有効活用を図るため、高年齢船を代替漁船としてスクラップ処分等にする場合において、処理費交付金対象者が（1）又は（2）の費用を負担した場合には、これを処理費交付金に加算することとする。

## (1) 回航費用相当額

若年齢船を高年齢船と交換するため我が国の港から外国の港に回航し、当該高年齢船を外国の港から我が国の港に回航するための費用の合計額とする。

## (2) 係船費用相当額

代替漁船をスクラップ処分等にするまでの間に発生した係船費用相当額（3か月分を限度とする）とする。

別表 1

漁具の区分	算定方式
令和5年に購入された漁具	購入金額×0.2215
令和6年以降に購入された漁具	購入金額×0.4995

別表 2

(単位：円)

進水年月日	鋼船
	200 トン以上 600 トン未満
～ 平成 16 年 12 月 31 日	1,632
平成 17 年 1 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 31 日	1,836
平成 18 年 1 月 1 日 ～ 平成 18 年 12 月 31 日	1,964
平成 19 年 1 月 1 日 ～ 平成 19 年 12 月 31 日	2,117
平成 20 年 1 月 1 日 ～ 平成 20 年 12 月 31 日	2,257
平成 21 年 1 月 1 日 ～ 平成 21 年 12 月 31 日	2,397
平成 22 年 1 月 1 日 ～ 平成 22 年 12 月 31 日	2,563
平成 23 年 1 月 1 日 ～ 平成 23 年 12 月 31 日	2,729
平成 24 年 1 月 1 日 ～ 平成 24 年 12 月 31 日	2,882
平成 25 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日	3,022
平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 26 年 12 月 31 日	3,175
平成 27 年 1 月 1 日 ～ 平成 27 年 12 月 31 日	3,290
平成 28 年 1 月 1 日 ～ 平成 28 年 12 月 31 日	3,417
平成 29 年 1 月 1 日 ～ 平成 29 年 12 月 31 日	3,506
平成 30 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日	3,596
平成 31 年 1 月 1 日 ～ 令和 1 年 12 月 31 日	3,621
令和 2 年 1 月 1 日 ～ 令和 2 年 12 月 31 日	3,608
令和 3 年 1 月 1 日 ～ 令和 3 年 12 月 31 日	3,557
令和 4 年 1 月 1 日 ～ 令和 4 年 12 月 31 日	3,430
令和 5 年 1 月 1 日 ～ 令和 5 年 12 月 31 日	3,213
令和 6 年 1 月 1 日 ～ 令和 6 年 12 月 31 日	2,180
令和 7 年 1 月 1 日 ～	1,836

別表 3

(単位：円)

進水年月日		鋼船
		200 トン以上 600 トン未満
	～ 平成 12 年 12 月 31 日	199,920
平成 13 年 1 月 1 日	～ 平成 13 年 12 月 31 日	209,916
平成 14 年 1 月 1 日	～ 平成 14 年 12 月 31 日	219,912
平成 15 年 1 月 1 日	～ 平成 15 年 12 月 31 日	229,908
平成 16 年 1 月 1 日	～ 平成 16 年 12 月 31 日	249,900
平成 17 年 1 月 1 日	～ 平成 17 年 12 月 31 日	269,892
平成 18 年 1 月 1 日	～ 平成 18 年 12 月 31 日	289,884
平成 19 年 1 月 1 日	～ 平成 19 年 12 月 31 日	309,876
平成 20 年 1 月 1 日	～ 平成 20 年 12 月 31 日	329,868
平成 21 年 1 月 1 日	～ 平成 21 年 12 月 31 日	349,860
平成 22 年 1 月 1 日	～ 平成 22 年 12 月 31 日	369,852
平成 23 年 1 月 1 日	～ 平成 23 年 12 月 31 日	399,840
平成 24 年 1 月 1 日	～ 平成 24 年 12 月 31 日	429,828
平成 25 年 1 月 1 日	～ 平成 25 年 12 月 31 日	459,816
平成 26 年 1 月 1 日	～ 平成 26 年 12 月 31 日	489,804
平成 27 年 1 月 1 日	～ 平成 27 年 12 月 31 日	519,792
平成 28 年 1 月 1 日	～ 平成 28 年 12 月 31 日	559,776
平成 29 年 1 月 1 日	～ 平成 29 年 12 月 31 日	589,764
平成 30 年 1 月 1 日	～ 平成 30 年 12 月 31 日	629,748
平成 31 年 1 月 1 日	～ 令和 1 年 12 月 31 日	679,728
令和 2 年 1 月 1 日	～ 令和 2 年 12 月 31 日	719,712
令和 3 年 1 月 1 日	～ 令和 3 年 12 月 31 日	769,692
令和 4 年 1 月 1 日	～ 令和 4 年 12 月 31 日	819,672
令和 5 年 1 月 1 日	～ 令和 5 年 12 月 31 日	879,648
令和 6 年 1 月 1 日	～ 令和 6 年 12 月 31 日	939,624
令和 7 年 1 月 1 日	～	999,600